

心の輪を広げる障害者理解促進事業要綱

平成元年 4 月 18 日
内閣総理大臣決定
平成 13 年 1 月 6 日
一 部 改 正
平成 16 年 4 月 1 日
一 部 改 正
平成 16 年 6 月 4 日
一 部 改 正
平成 3 1 年 2 月 27 日
一 部 改 正
令和 2 年 8 月 1 日
一 部 改 正
令和 6 年 4 月 1 日
一 部 改 正

1 趣旨

「障害者週間」の実施に伴い、障害者に対する国民の理解の促進を図るため、「心の輪を広げる体験作文」及び「障害者週間のポスター」を公募し表彰するものである。

2 主催者等

内閣府並びに都道府県及び指定都市の共催とする。

3 募集テーマ

心の輪を広げる障害者理解促進事業実施要領（以下「実施要領」という。）の定めるところによる。

4 応募資格

小学生以上の者とする。

5 募集の方法

（1）心の輪を広げる体験作文

① 作品の題名（タイトル）及び内容

作品の題名（タイトル）は、自由とする。また、作品内容は、障害のある人となない人との心のふれあいの体験をつづったものとする。

② 募集の区分

小学生区分、中学生区分、高校生区分及び一般区分の 4 区分とする。

③ 応募先

応募先は、居住地の都道府県又は指定都市の障害福祉担当課とする。ただし、児童生徒について、居住地と学校所在地の都道府県又は指定都市が異なる場合は、学校所在地の都道府県又は指定都市の障害福祉担当課でもよいものとする。

④ その他

制限字数、用紙の様式、記載事項、募集期間等その他必要な事項については、実施要領の定めるところによる。

(2) 障害者週間のポスター

① 作品の題名（タイトル）及び内容

作品の題名（タイトル）は、自由とする。また、作品内容は、障害者に対する国民の理解の促進等に資するものとする。

② 募集の区分

小学生区分及び中学生区分の2区分とする。

③ 応募先

応募先は、居住地の都道府県又は指定都市の障害福祉担当課とする。ただし、児童生徒について、居住地と学校所在地の都道府県又は指定都市が異なる場合は、学校所在地の都道府県又は指定都市の障害福祉担当課でもよいものとする。

④ その他

規格、画材、記載事項、募集期間等その他必要な事項については、実施要領の定めるところによる。

6 作品の推薦及び選定

(1) 応募作品については、都道府県又は指定都市において審査の上、各区分ごとに作品1つをそれぞれ選定し、内閣府政策統括官（共生・共助担当）へ推薦する。

(2) 都道府県又は指定都市から推薦された作品は、実施要領の定めるところにより、内閣府において審査の上選定する。

7 その他

入賞者の表彰の方法等その他必要な事項については、実施要領で定める。